匝瑳市横芝光町消防組合議会令和８年９月定例会の審議の結果

組　合　長　提　出　議　案		
番　号	議　案　名　と　内　容	結　　果
議案第１号	専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）	承　認
議案第２号	専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について）	承　認
議案第３号	令和７年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算認定について	認　定
議案第４号	令和８年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第１号）について	原案可決
議案第５号	匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第６号	匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第７号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	原案可決

令和８年９月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会
会議録

令和８年１０月７日　　開会
令和８年１０月７日　　閉会

匝瑳市横芝光町消防組合議会

令和８年９月定例

匝瑳市横芝光町消防組合告示第７号

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和８年９月定例会を下記のとおり招集する。

令和８年９月７日

匝瑳市横芝光町消防組合

組合長　宮　内　康　幸

記

１　日　時　　令和８年１０月７日（水）午前１０時００分

２　場　所　　横芝光消防署１階大会議室

匝瑳市横芝光町消防組合議会　令和８年９月定例会　会議録目次

議事日程‥‥‥

令和８年９月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和８年９月定例会議事日程

１０月７日（水曜日）午前１０時００分開会

１　開会の宣言

２　議席の指定

３　会期の決定

４　会議録署名議員の指名

５　報告（第１号－第３号）・議案（第１号－第７号）の上程

報告第１号　令和７年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算繰越明許費繰越しについて

報告第２号　令和７年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算事故繰越しについて

報告第３号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第２号　専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第３号　令和７年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第４号　令和８年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第１号）について

議案第５号　匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第６号　匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第７号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

６　組合長提案理由の説明

７　報告（第１号）の内容説明－質疑

８　報告（第２号）の内容説明－質疑

９　報告（第３号）の内容説明－質疑

１０　議案（第１号）の内容説明－質疑

１１　議案（第２号）の内容説明－質疑

１２　議案（第３号）の内容説明－質疑

１３　議案（第４号）の内容説明－質疑

１４　議案（第５号）の内容説明－質疑

１５　議案（第６号）の内容説明－質疑

１６　議案（第７号）の内容説明－質疑

１７　一般質問

１８　議案（第１号－第７号）に対する討論

１９　議案（第１号－第７号）の採決

２０　閉会の宣言

出席議員（１０名）

議長	石田勝一君	２番	山﨑等君
３番	椎名勝英君	４番	近藤魁人君
５番	大木進一君	６番	大関昌宏君
７番	秋鹿幹夫君	８番	小倉弘業君
９番	市原成一君	１０番	伊藤幸治君

事務局職員出席者

主幹	畠山重勝	主査補	鈴木健太
副主査	佐藤祐輔		

地方自治法第１２１条の規定による出席者

執行部

組合長	宮内康幸君	副組合長	佐藤晴彦君
会計管理者	布施美代子君		

消防組合

消防長	坂田英明君	次長	鈴木隆一君
匝瑳消防署長	熱田政義君	横芝光消防署長	石毛光二君
予防課長	伊藤登君	警防課長	山﨑敬裕君

△開会の宣言（午前１０時００分）

○議長（石田勝一君）　本日、ただいまの出席議員数は、「10 名」であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は、成立いたしました。

これより、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和８年９月定例会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

△諸般の報告

○議長（石田勝一君）　日程に先立ち、諸般の報告をいたします。組合長から資料として、１、令和８年台風第 25 号に伴う活動状況、以上１件の提出がありましたので、これを許可し、各議席に配付をいたしました。

なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君）　配付漏れなしと認めます。

△発言の申出（令和８年台風第 25 号に伴う活動状況についての報告）

○議長（石田勝一君）　ここで、消防長から発言の申出がありますので、これを許します。

坂田消防長。

◎坂田消防長　それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、この度の匝瑳市横芝光町消防組合における令和８年台風 25 号関連の出動状況について、御報告いたします。

お配りした資料の匝瑳市横芝光町消防組合令和８年台風 25 号関連出動状況を御覧ください。

初めに、市町別日別の出動状況についてですが、匝瑳市では、９月 21 日に 20 件、９月 22 日に６件出動しておりまして、２日間で計 26 件出動しております。

また、横芝光町では、９月 21 日に２件、９月 22 日に８件出動しておりまして、２日間で計 10 件出動しております。

組合管内全体では、９月 21 日に 22 件、９月 22 日に 14 件出動しておりまして、２日間で計 36 件出動しております。

次に、市町別災害概要別の出動状況についてですが、匝瑳市では、土砂崩れ事案に８件、道路等の冠水事案に 11 件、床下浸水事案に２件、倒木事案に１件、車両の水没事案に２件、敷地内の確認事案に２件出動しております。

また、横芝光町では、土砂崩れ事案に１件、道路等の冠水事案に７件、床下浸水事案に１件、周辺浸水等に伴う住民の救護事案に１件出動しております。

なお、ただいま御報告いたしました、令和８年台風 25 号関連の出動に際しまして、人的被害はございませんでした。

また、詳細につきましては、別添の令和８年台風 25 号関連出動状況一覧を御確認くださいますようお願い申し上げます。

また、今回の台風 25 号関連の出動において、匝瑳消防署配備の消防ポンプ自動車１台が、匝瑳市南山崎風水害事案への出動途上、匝瑳市八日市場イ渡辺農機西側国道 296 号線上の膝高程度の冠水地へ進入した際に、エンジンが停止し、以後走行不能となっております。

当該車両の修理につきましては、現在のところ、３、４か月を要するとのことでありまして、その費用につきましては、全て自動車損害共済にて対応できる見込みとなっておりますので、併せて御報告させていただきます。

以上が、本組合における令和８年台風 25 号関連の出動状況についての報告となります。

○議長（石田勝一君）　坂田消防長の発言が終わりました。

坂田消防長の発言に対し、質疑の場を設けます。

質疑を許します。

山﨑等君。

◆２番議員（山﨑等君）　台風 25 号、消防組合の職員の皆様並びに各消防団の皆様、大変な御尽力、誠に感謝申し上げます。私が今回の災害の時に気付いたのですけどね、翌日は晴れということで、風もそんなにはなかったということで、災害時の１つの提案でございますが、災害地の上空からの確認ということで、消防組合で２機のドローンを購入していることが、現在、分かっておりますけれども、この活用方法についてですね、これは、まさしく災害時ですから、使用可能だと思います。また、要員的にもドローンの操縦に何人かは必要とされるということで、匝瑳市管内と横芝光町管内に１機ずつですね、自治体からの要請があれば、ドローンを使

用して、先ほどもありましたけれども、南山崎地区は大分、土砂崩壊がありまして、集落にもぐるっと回る市道はありましたけれども、入れない状況がしばらく続いていたと。北側の水田は全て水没しているといったところで、現場の上空からの確認手法についてですね、質問させていただきます。以上です。

○議長（石田勝一君）　鈴木次長。

◎鈴木次長　ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、本組合おけるドローンにつきましては、議員がおっしゃるとおり、２機所有しております。その２機を指揮隊に配備いたしまして、匝瑳消防署において管理しております。また、ドローンの運用体制につきましては、常時、指揮隊で運用できるのは、通常１機のみでございますが、災害等の状況により、もう１機のドローンについても運用しなければならないといった場合には、有資格者を招集いたしまして、その対応に当たらせる体制を取っております。

なお、本組合おける二等無人航空機操縦士の資格を有している職員は、現在、９名おります。

本組合管内において土砂崩れ等が発生いたしまして、その被害状況等を確認するため、構成市町よりドローンの活用について御依頼がございました際には、本組合で対応することは、当然可能でございます。

本組合では、ドローンによる空中からの静止画の撮影、動画の撮影に加えまして、撮影した映像のリアルタイム配信等も可能となっておりますので、必要な際は、遠慮なく御連絡いただければと考えております。

以上です。

○議長（石田勝一君）　山﨑等君。

◆２番議員（山﨑等君）　一応、流れ的には可能ということで、回答いただきました。その中でですね、ドローンによる配信、これは、リアルタイムで配信されるということは、各災害対策本部が設置される自治体、匝瑳市と横芝光町の方でですね、画像で、やはり大きいテレビが各対策本部にはあると思いますけれども、静止画像等は分かるのですけれども、リアルタイムについての画像をドローンからの送信若しくは携帯電話回線ですかね。その流れの中で、画像として対策本部にリアルタイムで流せるのか、現状では、まだ、もう１歩手前ですよとか、いろいろあると思うのですけれども、そこら辺の回答をお願いしたいと思います。

○議長（石田勝一君）　鈴木次長。

◎鈴木次長　ただいまの御質問にお答えいたします。リアルタイム配信につきましては、各市町の方で対策本部が設置されまして、そちらの方で視聴ができる環境となっております。以上です。

○議長（石田勝一君）　山﨑等君。

◆２番議員（山﨑等君）　ではですね、今回、大規模的にですね、今日の朝出る前に民放系で酒々井町の水没住宅地域、やはりですね、最近テレビで見ていくとですね、消防組合の画像の提供とかを全然見なくて、民放ばっかりでね。やっぱり地域住民に知らしめるのに、不安を少しでも、現状の刻一刻と変わるものについても、それは、対策本部からの協力要請があるか、ないかで大分変ってくると思うのですけれども、そこら辺でですね、なるべくリアルタイムでですね、今後ともね、住民への情報提供をしていただいて、確認及び各自治体における災害対策対応のためにもですね、是非とも活用していただきたいと思いますので、今後ともですね、今度トリプル台風だとか騒がれていますけれども、それに当たって活用できるようにお願いしたいと思います。以上です。

○議長（石田勝一君）　鈴木次長。

◎鈴木次長　御提言、どうもありがとうございます。ドローンのリアルタイム配信につきましては、こちらは、動画の録画も可能でございます。録画した画像をですね、公式ホームページ等にアップをいたしまして、住民等に見ていただくことは可能な対応だと思いますので、そちらの方の御活用もできると思いますので、御対応の方はさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（石田勝一君）　他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君）　質疑なしと認めます。

△議席の指定

○議長（石田勝一君）　日程第１、議席の指定を行います。会議規則第３条第２項の規定により、ただいま、改選議員が着席されている席を本議席とします。

△会期の決定

○議長（石田勝一君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、1日限りといたしたいと思いますがこれに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君）　御異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日限りと決定いたしました。

△会議録署名議員の指名

○議長（石田勝一君）　日程第３、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 79 条の規定により議長において、２番議員山﨑等君、10 番議員伊藤幸治君の両名を指名いたします。

会議録署名議員

２番議員　山﨑等君

１０番議員　伊藤幸治君

△出席説明員の承認

○議長（石田勝一君）　次に、本定例会に地方自治法第121条第１項の規定による出席者は、御手元に配付いたしました印刷物のとおりであります。

次に、組合長から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、御報告いたします。

△報告（第１号－第３号）・議案（第１号－第７号）の上程

○議長（石田勝一君）　日程第４、日程に従いまして、報告第１号から報告第３号及び議案第１号から議案第７号までを一括上程し、議題といたします。

△組合長提案理由の説明

○議長（石田勝一君）　日程第５、これより、宮内組合長に提案理由の説明を求めます。

宮内組合長。

◎組合長（宮内康幸君）　改めまして、皆様、おはようございます。

本日は、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和８年９月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の折にも関わらず御参集を賜り、心より感謝申し上げる次第です。

また、日頃より本組合の運営につきまして、格別なる御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案いたします案件は、報告３件、議案７件でございます。提案理由を申し上げる前に、所感を述べさせていただきます。

初めに、昨年の７月より実施しておりました野栄分署庁舎大規模改修工事がお陰様をもちまして、本年８月に無事完了いたしました。今回の大規模改修工事により、野栄分署につきましては、庁舎の長寿命化はもとより、女性消防吏員が安心して勤務することができる女性用スペースの設置、更には、業務継続に配慮した設備の整備等を行いまして、地域の防災拠点としての更なる機能強化を図ることができました。本事業に関し、組合議員の皆様方をはじめ、関係機関、地域住民の皆様の深い御理解と御協力を賜りましたことに対し、心から感謝申し上げます。

さて、本年は、全国的に甚大な自然災害が相次いで発生しております。

７月 28 日に発生いたしました「令和８年熊本地震」におきましては、熊本県熊本地方を震源としたマグニチュード 7.1 の地震が発生いたしまして、熊本県内で最大震度７の激しい揺れを観測いたしました。この地震により、死者 38 名を含む多くの人的被害、住宅被害等が発生いたしました。

また、千葉県におきましても、相次いで大規模な風水害が発生いたしております。

８月 13 日から翌 14 日にかけて発生いたしました令和８年８月千葉豪雨におきましては、上空の強い寒気と暖かく湿った空気の流入により、大気の状態が非常に不安定となり、13 日夕方以降、線状降水帯が発生し、県内各地で記録的な大雨を観測いたしました。県内では９月 30 日現在において、死者 13 名、重軽傷者 47 名の人的被害が発生し、全壊 18 棟をはじめとする多くの住家被害や約 3,100 台に及ぶ車両の浸水被害が発生するなど、県内各地に甚大な爪痕を残しました。

さらに、９月 21 日に関東を直撃いたしました令和８年台風第 25 号では、県内各地で土砂崩れや河川の溢水が相次ぎ、県内では 10 月４日現在において、死者 10 名、重軽傷者 31 名の人的被害が発生し、全壊 59 棟をはじめとする多くの家屋被害や河川の氾濫など、県内各地に深刻な打撃を与え、現在も復旧活動が続いております。当消防組合の管内におきましても、土砂崩れ、床上床下浸水、道路等の冠水等が発生し、住民の皆様の安全安心が脅かされる事態となりました。

これらの自然災害により、犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げ、また、１日も早い復旧、復興を御祈念いたします。

このように、地球温暖化に伴う風水害の頻発化、激甚化、また、いつ発生してもおかしくない大規模地震に対し、消防行政が果たすべき役割と責任は益々高まっているものと認識しております。本組合では、管内住民の皆様の安全と安心を目指し、より強固な消防体制を構築してまいりたいと考えておりますので、引き続き、組合議員皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げる次第です。

以上、私の所感を述べさせていただきました。

それでは、本定例会に提案いたします、報告３件、議案７件について、その提案理由を申し上げます。

報告第１号　令和７年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算繰越明許費繰越しについて

本件は、地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 213 条第１項の規定により、令和７年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算のうち、高規格救急自動車整備事業の繰越明許費

に係る歳出予算について繰り越したので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により、繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。

報告第２号　令和７年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算事故繰越しについて

本件は、地方自治法第292条の規定により準用する同法第220条第３項ただし書の規定により、令和７年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算のうち、土地収用法に基づく事業認定申請図書作成業務委託について事故繰越しをしたので、地方自治法施行令第150条第３項の規定により、繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。

報告第３号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

本件は、災害出動中における消防自動車による物損事故について、地方自治法第292条の規定により準用する同法第180条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第２項の規定により議会に報告するものであります。

議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

本案は、地域手当の支給率について所要の条文の整備をするに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第１項の規定により、令和８年３月23日に専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案いたした次第であります。

議案第２号　専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について）

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、同法を引用する規定について、所要の条文の整備をするに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第１項の規定により、令和８年９月17日に専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案いたした次第であります。

議案第３号　令和７年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

本案は、令和７年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第３項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたした次第であります。

議案第４号　令和８年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第１号）について

本案は、令和８年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算のうち、地方債の利率を５％以内と変更いたしたく提案いたした次第であります。

議案第５号　匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、災害応急作業等手当の支給額について所要の条文の整備をいたしたく提案いたした次第であります。

議案第６号　匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、火災予防条例（例）の一部改正に伴い、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等に関する事項について所要の条文の整備をいたしたく提案いたした次第であります。

議案第７号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

本案は、令和９年３月 31 日をもって鋸南地区環境衛生組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第 286 条第１項の規定による協議を行うに当たり、同法第 290 条の規定により提案いたした次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議をいただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田勝一君）　宮内組合長の提案理由の説明が終わりました。

△報告（第１号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君）　日程第６、これより、質疑に入ります。

報告第１号　令和７年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算繰越明許費繰越しについてを議題といたします。

報告の内容説明を求めます。

鈴木次長。

◎鈴木次長　それでは、報告第１号　令和７年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算繰越明許費繰越しについて、御説明いたします。

本件は、令和８年３月定例会において御可決を賜りました令和７年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第１号）における繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第２

項の規定により、その繰越額を報告するものでございます。

３款消防費１項消防費の高規格救急自動車整備事業につきましては、令和７年８月１日付けで匝瑳市在住の２名の方から、本組合に対し、高規格救急自動車更新費用の一部として、計2,200 万円の御寄附を賜りましたことから、野栄分署配置の救急自動車を、令和８年度に更新するため、当該補正予算において当該事業に係る財源、事業費を予算化するとともに、繰越明許費により、それらを翌年度に繰り越したものでございます。

翌年度繰越額は 4,606 万 4,000 円で、その財源内訳といたしましては、既収入特定財源として 2,200 万円、未収入特定財源として国県支出金 493 万円、組合債 1,910 万円、一般財源として３万 4,000 円でございます。

以上で、報告第１号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君）　報告の内容説明が終わりました。

ただいまのところ、質疑の通告がありません。これをもって、報告第１号の質疑を打ち切ります。

△報告（第２号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君）　報告第２号　令和７年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算事故繰越しについてを議題といたします。

報告の内容説明を求めます。

鈴木次長。

◎鈴木次長　それでは、報告第２号　令和７年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算事故繰越しについて、御説明いたします。

本件は、令和７年度に実施しておりました土地収用法に基づく事業認定申請図書作成業務委託について事故繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第 150 条第３項の規定により、その繰越額を報告するものでございます。

３款消防費１項消防費の土地収用法に基づく事業認定申請図書作成業務委託につきましては、令和８年１月初旬に起業地において、周知の埋蔵文化財包蔵地に係る試掘調査を実施する必要が生じまして、同年２月に当該試掘調査が実施されたため、本業務に遅れを来し、令和７年度

内に本業務を完了することができなくなったことから、当該業務委託を翌年度に事故繰越しをしたものでございます。

翌年度繰越額は1,089万円で、その財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。

なお、当該業務委託につきましては、本年７月に完了をいたしております。

以上で、報告第２号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君）　報告の内容説明が終わりました。

ただいまのところ、質疑の通告がありません。これをもって、報告第２号の質疑を打ち切ります。

△報告（第３号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君）　報告第３号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

報告の内容説明を求めます。

鈴木次長。

◎鈴木次長　それでは、報告第３号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）御説明いたします。

本件は、令和７年11月25日午前８時５分頃、匝瑳消防署配備の消防自動車が匝瑳市横須賀で発生した災害の引揚げに際して、マンホール蓋を損傷させる物損事故があり、当該事故に関し損害賠償額の決定とこれに伴う和解について、令和８年１月17日付けで専決処分をいたしましたので、これを報告するものであります。

事故の概要につきましては、匝瑳消防署の職員が、匝瑳市横須賀地先の駐車場内において、消防活動終了後、消防自動車を転回させた際に、当該駐車場内に設置されていたマンホール蓋を当該消防自動車の後輪でひいてしまったことから、当該マンホール蓋を損傷させたものであります。

事故の過失割合につきましては、消防組合の過失が100％であり、マンホール蓋の損害賠償額１万945円を支払うことで相手方と示談が成立いたしております。

なお、損害賠償額につきましては、全額、自動車損害共済にて支払っております。

以上で、報告第３号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君）　報告の内容説明が終わりました。

ただいまのところ、質疑の通告がありません。これをもって、報告第３号の質疑を打ち切ります。

△議案（第１号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君）　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

議案の内容説明を求めます。

鈴木次長。

◎鈴木次長　それでは、議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）御説明いたします。

本案は、地域手当の支給率について所要の条文の整備等をする必要が生じたことから、令和８年３月 23 日付け専決処分により制定いたしました、匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、承認を求めるものでございます。

改正内容といたしましては、まず、匝瑳市横芝光町消防組合職員と会計年度任用職員の地域手当の支給率を 100 分の２から 100 分の４に引き上げる改正をそれぞれの条例の本則において行っておりますが、その規定の適用につきましては、匝瑳市に準じて当分の間、100 分の２とする旨をそれぞれの条例の附則において規定しております。

また、匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例につきましては、分署長の職を６級から７級へ引き上げる改正を行っております。

これは、分署長の職が、実態として７級の主幹相当の職に当たるものと判断したためであります。

なお、本条例につきましては、令和８年４月１日から施行いたしております。

以上で、議案第１号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君）　議案の内容説明が終わりました。

ただいまのところ、質疑の通告がありません。これをもって、議案第１号の質疑を打ち切ります。

△議案（第２号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君）　議案第２号　専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

議案の内容説明を求めます。

鈴木次長。

◎鈴木次長　それでは、議案第２号　専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について）御説明いたします。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、同法を引用する規定について、所要の条文の整備をする必要が生じたことから、令和８年９月 17 日付け専決処分により制定いたしました、匝瑳市横芝光町消防組合監査委員条例の一部を改正する条例について、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、賠償責任監査の規定における地方自治法の引用条項の改正と併せまして、所要の条文の整備を行っております。

なお、本条例につきましては、令和８年９月 24 日から施行いたしております。

以上で、議案第２号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君）　議案の内容説明が終わりました。

ただいまのところ、質疑の通告がありません。これをもって、議案第２号の質疑を打ち切ります。

△議案（第３号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君）　議案第３号　令和７年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案の内容説明を求めます。

坂田消防長。

◎坂田消防長　それでは、議案第３号　令和７年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、御説明いたします。

初めに、一般会計歳入歳出決算、事項別明細書の歳入から御説明いたします。

決算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。併せて「決算に係る主要な施策の成果」の１ページをお開きください。

１款分担金及び負担金、１項分担金ですが、当初予算額 13 億 5,240 万 9,000 円、補正予算額マイナス 3,869 万 5,000 円、継続費及び繰越事業費、繰越財源充当額６万 6,000 円、予算現額 13 億 1,378 万円、調定額、収入済額は共に 13 億 1,378 万円で、予算現額に対する収入率は 100％です。

なお、各市町における分担金の額と負担率は、一般分担金につきましては、匝瑳市が７億 4,923 万 4,000 円で 61.54％、横芝光町が４億 6,833 万 1,000 円で 38.46%、また、特別分担金につきましては、匝瑳市が 8,041 万 2,000 円で 83.63％、横芝光町が 1,573 万 7,000 円で 16.37％となっております。

また、継続費及び繰越事業費、繰越財源充当額につきましては、令和６年度に繰越明許費により繰越しいたしました、千葉県防災行政無線設備（衛星系）再整備工事に係る一般財源６万 6,000 円であります。

次に、２款使用料及び手数料ですが、当初予算額、予算現額は共に 40 万 1,000 円、調定額、収入済額は共に 34 万 6,280 円で、予算現額に対する収入率は 86.35％です。

１項使用料は、予算現額 1,000 円、調定額、収入済額は共に３万 6,530 円です。

２項手数料は、予算現額 40 万円、調定額、収入済額は共に 30 万 9,750 円で、これは危険物施設に係る許可手数料等です。

次に、３款国庫支出金、１項国庫補助金ですが、当初予算額、予算現額は共に 1,000 円、調定額、収入済額は共にゼロで、予算現額に対する収入率は０％です。

次に、４款県支出金、１項県補助金ですが、当初予算額 1,000 円、補正予算額 493 万円、予算現額 493 万 1,000 円、調定額、収入済額は共にゼロで、予算現額に対する収入率は０％です。

次に、５款繰越金、１項繰越金ですが、当初予算額 100 万円、補正予算額 2,159 万 1,000 円、予算現額 2,259 万 1,000 円、調定額、収入済額は共に 2,259 万 1,510 円で、予算現額に対する収入率は、100.002％です。

なお、施策の成果における当該収入率につきましては、小数点第３位以下を四捨五入していることから、100％と標記しております。

次に、６款諸収入ですが、当初予算額 86 万円、補正予算額 511 万 6,000 円、予算現額 597 万 6,000 円、調定額、収入済額は共に 684 万 4,903 円で、予算現額に対する収入率は 114.54％です。

１項組合預金利子は、当初予算額、予算現額は共に１万円、調定額、収入済額は共に 67 万 8,952 円です。

２項雑入は、当初予算額 85 万円、補正予算額 511 万 6,000 円、予算現額 596 万 6,000 円、調定額、収入済額は共に 616 万 5,951 円で、主な内訳は、千葉県市町村振興協会助成金、保険事務手数料等です。

次に、７款組合債、１項組合債ですが、当初予算額３億 2,260 万円、補正予算額 330 万円、継続費及び繰越事業費、繰越財源充当額 890 万円、予算現額３億 3,480 万円、調定額、収入済額は共に３億 1,560 万円で、予算現額に対する収入率は 94.27％です。これは、主にちば消防共同指令センター指令システム更新事業、野栄分署庁舎大規模改修工事事業、消防救急デジタル無線機購入事業、消防救急無線再整備事業等に係る消防施設整備事業債です。

また、継続費及び繰越事業費、繰越財源充当額につきましては、令和６年度に繰越明許費により繰越しいたしました、千葉県防災行政無線設備（衛星系）再整備工事に関し、未収入特定財源としておりました、地方債 890 万円を令和７年度において借入れしたものであります。

次に、８款財産収入、1 項財産売払収入ですが、当初予算額、予算現額は共に 2,000 円、調定額、収入済額は共に 255 万 2,000 円で、予算現額に対する収入率は、12 万 7,600％です。これはＫＳＩ官公庁オークションにおいて、消防車両を売却したことによる動産売払収入です。

決算書の 12 ページ、13 ページをお開きください。

９款寄付金、1 項寄付金ですが、当初予算額 1,000 円、補正予算額 2,200 万円、予算現額 2,200 万 1,000 円、調定額、収入済額は共に 2,200 万円で、予算現額に対する収入率は 99.995％です。

なお、施策の成果における当該収入率につきましては、小数点第３位以下を四捨五入していることから、100.00％と標記しております。これは、昨年度、匝瑳市在住の２名の方から、本組合に対し、高規格救急自動車更新費用の一部として、計 2,200 万円の御寄附をいただいたことによる指定寄付金の収入です。

以上、歳入合計は、当初予算額16億7,727万5,000円、補正予算額1,824万2,000円、継続費及び繰越事業費、繰越財源充当額896万6,000円、予算現額17億448万3,000円、調定額、収入済額は共に16億8,371万4,693円で、予算現額に対する収入率は98.78％です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

決算書の14ページ、15ページをお開きください。併せて「施策の成果」の２ページをお開きください。

１款議会費ですが、当初予算額、予算現額は共に13万3,000円、支出済額13万1,016円、不用額1,984円で、予算現額に対する執行率は98.51％です。

次に、２款総務費ですが、当初予算額、予算現額は共に８万3,000円、支出済額７万842円、不用額１万2,158円で、予算現額に対する執行率は85.35％です。

１項総務管理費は、当初予算額、予算現額は共に５万3,000円、支出済額４万8,400円、不用額4,600円で、予算現額に対する執行率は91.32％です。

２項監査委員費は、当初予算額、予算現額は共に３万円、支出済額２万2,442円、不用額7,558円で、予算現額に対する執行率は74.81％です。

次に、３款消防費ですが、当初予算額16億4,330万8,000円、補正予算額1,824万2,000円、継続費及び繰越事業費、繰越額896万6,000円、予算現額16億7,051万6,000円、支出済額15億9,408万862円、繰越明許費4,606万4,000円、事故繰越し1,089万円、不用額1,948万1,138円で、予算現額に対する執行率は95.42％です。

１項１目常備消防費は、当初予算額12億9,813万8,000円、補正予算額147万8,000円、継続費及び繰越事業費、繰越額896万6,000円、予算現額13億858万2,000円、支出済額12億8,960万279円、不用額1,898万1,721円です。

また、継続費及び繰越事業費、繰越財源充当額につきましては、令和６年度に繰越明許費により繰越しいたしました、千葉県防災行政無線設備（衛星系）再整備工事に係る事業費896万6,000円であります。

内訳といたしまして、１節報酬は、予算現額５万4,000円、支出済額ゼロ、不用額５万4,000円で、こちらは、個人情報保護審査会委員等の報酬です。

２節から４節までは、人件費となります。

２節給料は、予算現額４億5,439万6,000円、支出済額４億5,435万2,980円、不用額４万3,020円です。

３節職員手当等は、予算現額３億3,978万4,000円、支出済額３億3,276万4,996円、不用額701万9,004円です。

４節共済費は、予算現額２億 1,567 万 8,000 円、支出済額２億 1,525 万 9,214 円、不用額 41 万 8,786 円です。

７節報償費は、予算現額 11 万円、支出済額８万 5,000 円、不用額２万 5,000 円です。

８節旅費は、予算現額 130 万 9,000 円、支出済額 93 万 3,405 円、不用額 37 万 5,595 円です。

決算書の 16 ページ、17 ページをお開きください。

９節交際費は、予算現額 12 万円、支出済額９万 3,000 円、不用額２万 7,000 円です。

10 節需要費は、予算現額 4,440 万円、支出済額 4,087 万 1,142 円、不用額 352 万 8,858 円で、主な内訳は、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料です。

11 節役務費は、予算現額 1,365 万 6,000 円、支出済額 1,248 万 1,449 円、不用額 117 万 4,551 円で、主な内訳は、電話料、回線使用料、保険料、医療廃棄物処理手数料、各種資機材の点検料等です。

決算書の 18 ページ、19 ページをお開きください。

12 節委託料は、予算現額 1,216 万 2,000 円、支出済額 1,014 万 4,145 円、不用額 201 万 7,855 円で、主な内訳は、職員健康診断委託料、消防用無線設備保守委託料、非常用自家発電設備保守委託料、庁舎清掃業務委託料等です。

13 節使用料及び賃借料は、予算現額 2,193 万 7,600 円、支出済額 2,048 万 358 円、不用額 145 万 7,242 円で、主な内訳は、人事給与・財務会計・起債管理システム借上料、例規集データシステム借上料、消防支援情報システム借上料、ネットワークシステム借上料等です。

決算書の 20 ページ、21 ページをお開きください。

17 節備品購入費は、予算現額 6,797 万 5,000 円、支出済額 6,724 万 8,894 円、不用額 72 万 6,106 円で、主な内訳は、警防関係備品として消防用ホース、小型無人航空機等、救助関係備品として救助縛帯、救急関係備品として自動体外式除細動器等、予防関係備品としてデジタルカメラ等、指令関係備品として消防救急デジタル無線装置、庶務関係備品として冷蔵庫、衣類乾燥機等の購入です。

18 節負担金、補助及び交付金は、予算現額１億 3,594 万 8,000 円、支出済額１億 3,390 万 8,896 円、不用額 203 万 9,104 円で、主な内訳は、県消防学校研修負担金、救急救命東京研修所負担金、ちば消防共同指令センター運営経費負担金、ちば消防共同指令センター指令システム更新負担金、消防救急無線設備維持管理費用負担金等です。

決算書の 22 ページ、23 ページをお開きください。

26 節公課費は、予算現額 105 万 2,400 円、支出済額 97 万 6,800 円、不用額７万 5,600 円で、内訳は、自動車重量税です。

２目消防施設費は、当初予算額３億 4,517 万円、補正予算額 1,676 万 4,000 円、予算現額３億 6,193 万 4,000 円、支出済額３億 448 万 583 円、繰越明許費 4,606 万 4,000 円、事故繰越し 1,089 万円、不用額 49 万 9,417 円です。

内訳といたしまして、12 節委託料は、予算現額１億 756 万 7,000 円、支出済額 9,617 万 8,233 円、事故繰越し 1,089 万円、不用額 498 万 767 円で、主な内訳は、野栄分署庁舎大規模改修工事に伴う工事監理業務委託料、各種設備等の移設業務委託料、消防本部・匝瑳消防署庁舎建設事業に伴う測量業務委託料、設計業務委託料等です。

また、事故繰越しにつきましては、土地収用認定申請業務委託に関し、令和８年１月初旬に起業地において、周知の埋蔵文化財包蔵地に係る試掘調査を実施する必要が生じまして、同年２月に試掘調査が実施されたため、業務に遅れを来したことから、令和７年度内に業務を完了することができなくなったため、土地収用認定申請業務委託料 1,089 万円を令和８年度に繰り越したものであります。

14 節工事請負費は、予算現額２億 427 万 8,000 円、支出済額２億 427 万 8,000 円、不用額ゼロで、内訳は、野栄分署庁舎大規模改修工事費です。

17 節備品購入費は、予算現額 5,008 万 9,000 円、支出済額 402 万 4,350 円、繰越明許費 4,606 万 4,000 円、不用額 650 円で、内訳は、公用車の購入費です。

また、繰越明許費につきましては、歳入の寄付金の部分で御説明いたしました、指定寄付金 2,200 万円の収入に伴いまして、令和７年度匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計補正予算（第１号）において、高規格救急自動車整備事業 4,606 万 4,000 円を予算化するとともに、繰越明許費により事業を令和８年度に繰り越したものであります。

次に、４款公債費ですが、当初予算額、予算現額は共に 2,875 万 1,000 円、支出済額 2,842 万 1,112 円、不用額 32 万 9,888 円で、予算現額に対する執行率は 98.85％です。

１項１目元金は、当初予算額、予算現額は共に 2,467 万 5,000 円、支出済額 2,467 万 5,000 円、不用額ゼロで、こちらは、長期債元金償還金です。

24 ページを御覧ください。

２目利子は、当初予算額、予算現額は共に 407 万 6,000 円、支出済額 374 万 6,112 円、不用額 32 万 9,888 円で、こちらは、長期債利子です。

起債償還につきましては、「施策の成果」５ページの４起債償還状況をお開きください。

前年度末未償還額、７億 5,355 万円、当該年度中起債額、３億 1,560 万円、決算年度元金償還額、2,467 万 5,000 円、決算年度末未償還額、104 万 4,475 円です。

決算書に戻りまして、24 ページ、25 ページを御覧ください。併せて「施策の成果」の２ペー

ジを御覧ください。

次に、５款予備費ですが、当初予算額、予算現額は共に 500 万円、支出済額ゼロ、不用額 500 万円で、予算現額に対する執行率は０％です。

以上、歳出合計は、当初予算額 16 億 7,727 万 5,000 円、補正予算額 1,824 万 2,000 円、継続費及び繰越事業費繰越額 896 万 6,000 円、予算現額 17 億 448 万 3,000 円、支出済額 16 億 2,270 万 3,832 円、繰越明許費 4,606 万 4,000 円、事故繰越し 1,089 万円、不用額 2,482 万 5,168 円で、予算現額に対する執行率は 95.2％です。

決算書の 28 ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 16 億 8,371 万 5,000 円、歳出総額 16 億 2,270 万 4,000 円、歳入歳出差引額 6,101 万 1,000 円、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額 2,203 万 4,000 円、事故繰越し繰越額 1,089 万円で、計 3,292 万 4,000 円、実質収支額は 2,808 万 7,000 円です。

決算書の 30 ページ、31 ページをお開きください。

財産に関する調書についてですが、まず、公有財産につきましては、土地の合計が 1,938.02 平方メートル、建物の延面積の合計につきましては、3,443.53 平方メートルとなっております。

決算書の 32 ページをお開きください。

次に物品につきましては、重要な物品に係る決算年度中増減高といたしまして、消防司令車が購入により１増、併せまして、車両の一時抹消登録により１減、救助用救命ボート（船外機付）一式、救助用救命ボート牽引トレーラーが寄附により、それぞれ１増、無人航空機（ドローン）が購入により、１増となっております。

なお、決算に係る主要な施策の成果には、各実績等の詳細が記載されておりますので、こちらも御精査の程、よろしくお願いいたします。

以上で、令和７年度の決算の内容説明を終わります。

○議長（石田勝一君）　議案の内容説明が終わりました。

通告により、秋鹿幹夫君の質疑を許します。

秋鹿幹夫君。

◆７番議員（秋鹿幹夫君）　４点について、質問させていただきます。

決算書 13 ページ、２行目の動産売払収入の実績について、詳細をお伺いいたします。

２点目、決算書 19 ページ、１行目にあります公有財産オークションについて、いつから導入

されているのか。また、利用料の内訳をお伺いいたします。

３点目、17ページにまいりまして、下から５行目、テレビ受信料の内訳、こちらをお伺いいたします。

決算書21ページ、ネットワークシステム借上料に関連する内容ですが、この度の質問に際して、発言通告書のやり取りをＧｍａｉｌで行おうとしたところ、消防組合側でＧｍａｉｌへ送信ができないといった事象がありました。これについて、事前にお伺いしましたところ、このネットワークシステムに含まれるグループウェアのメール機能などにおいて、Ｇｍａｉｌの送信に何かしらの原因があるのではないかという回答をいただきました。今後このようなやり取りが増えることが想定されますので、職員の負担が増えることなく、また、利便性が向上される様にアプリケーションプログラムのマイナー変更などで解消できる様であれば、改善していただきたいと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（石田勝一君）　鈴木次長。

◎鈴木次長　ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、決算書13ページの動産売払収入につきましては、昨年度、公有財産オークションにより売却いたしました化学消防ポンプ自動車１台、消防ポンプ自動車１台によるものです。内訳につきましては、化学消防ポンプ自動車が175万8,000円、消防ポンプ自動車１台が79万4,000円となっております。

続きまして、公有財産オークションについての御質問でございますが、まず、公有財産オークションにつきましては、令和６年度から利用しております。また、オークションシステム利用料の内訳につきましては、令和７年度は落札額の８％に消費税を加えた額となっております。

なお、本年度につきましては、利用料の率が９％に引き上げられております。

続きまして、テレビ受信料の内訳についての御質問でございますが、決算書17ページのテレビ受信料の内訳につきましては、令和７年度におけるＮＨＫ受信契約に基づく受信料といたしまして、９万7,974円、テレビチューナー付きカーナビゲーションシステム等に係るＮＨＫ受信料の未払金といたしまして、185万5,695円がその内訳となっております。

続きまして、ネットワークシステム借上料に関連した御質問でございますが、本組合における電子メールの送受信につきましては、グループウェアのメール機能を利用しております。そのメール機能の使用に際しまして、本組合では、以前よりＧｍａｉｌに対し、受信はできておりましたが、送信ができない状況でございます。Ｇｍａｉｌにつきましては、たくさんの方が

利用していることは承知しておりますので、今後、Ｇｍａｉｌに対して送信もできるよう調査検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石田勝一君）　秋鹿幹夫君。

◆７番議員（秋鹿幹夫君）　ありがとうございます。公有財産オークションについてでございますけれども、一般的に個人売買という観点で見ますと、オークション期間中やまたは落札された後に、抹消登録や譲渡証明書等の書類を準備したりと、事務負担が掛かるものと考えます。これらの負担や経費を鑑みた上での効果を再度お伺いいたします。

続いて、テレビ受信料にまいりますけれども、令和７年度の受信料が９万 7,974 円で、残りは未払金ということで承知いたしました。令和８年度以降は、台数が変わらなければ約 10 万円弱の経費で推移していくことかと思いますけれども、料金形態については、官公庁などは受信機ごとに契約する必要があるとのことですが、ここについて、同一敷地内に複数の受信契約が必要になる場合、条件を満たして一括払いすると、２契約目以降が半額になる事業所割引があるといった情報も確認したのですが、当組合は適応されているのか、再度お伺いいたします。

ネットワークシステムのメール機能につきましては、分かりました。より快適な環境が構築されます事を期待しております。

○議長（石田勝一君）　鈴木次長。

◎鈴木次長　ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、公有財産オークションに係る負担等についての御質問でございますが、令和７年度における消防車両の出品に際しては、出品車両の一時抹消登録を行いまして、車両にカッティングシートにより､表記されていた団体名の除去､サイレンアンプの取り外しを行っております。

また、団体名の除去につきましては、職員が実施いたしまして、サイレンアンプの取り外しにつきましては、業者が実施しております。従いまして、出品に際して、別途要した経費といたしましては､決算書の 17 ページに記載がございますとおり､サイレンアンプ取り外し手数料 7,700 円となっております。なお、落札後、物件の引き渡しに係る費用につきましては、落札者の負担となっております。

このほか、必要な事務といたしましては、オークションへの参加申込、システムへの売却物件の登録、オークション参加申込者の登録、落札後の契約手続等がございます。

このように公有財産オークションの利用に際しましては、一定の事務負担が伴いますが、特に車両の売却につきましては、令和７年度のような収入も見込まれますので、これからも積極的に活用してまいりたいと考えております。

続きまして、本組合におけるテレビ受信料の事業所割引の適用についての御質問でございますが、令和７年度におけるＮＨＫ受信料につきましては、テレビ 15 台分の受信料でございまして、同一敷地内に設置したテレビ等について、一括して受信料を支払っておりますので、事業所単位で２台目以降の受信料が半額となる事業所割引の適用となっております。

ＮＨＫ受信料の未払金につきましては、テレビチューナー付きカーナビゲーションシステム等、計 17 台分の未払金でございまして、受信料未払いによる割増金及び延滞利息は発生しておりません。

以上です。

○議長（石田勝一君）　秋鹿幹夫君。

◆７番議員（秋鹿幹夫君）　テレビ受信料につきましては、分かりました。色々と調べていただいて、ありがとうございました。

公有財産オークションにつきましては、私も積極的に活用していただきたいという考えがあります。しかしながら、そこには職員の負担があったり、今回は僅かでしたが経費が掛かったりするものと思いましたので、確認のために質問させていただきました。落札された方は、どの様な利用をされるのか分かりませんが、金額から鑑みるとおそらくリユースされるものではないかなと思います。ＳＤＧｓの側面からも大きく貢献できるものと思いますので、都度、精査しながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（石田勝一君）　鈴木次長。

◎鈴木次長　公有財産オークションにつきまして、深い御理解を賜り、誠にありがとうございます。秋鹿議員のおっしゃるとおり、都度、精査しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石田勝一君）　秋鹿幹夫君の質疑を打ち切ります。

以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって、議案第３号の質疑を打ち切ります。

△議案（第４号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君）　議案第４号　令和８年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

議案の内容説明を求めます。

鈴木次長。

◎鈴木次長　それでは、議案第４号　令和８年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第１号）について、御説明いたします。

御手元の議案第４号補正予算書の１ページをお開きください。

令和８年度匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（地方債の補正）

第１条　地方債の変更は、「第１表　地方債補正」による。

令和８年 10 月７日提出

匝瑳市横芝光町消防組合

組 合 長　宮 内　康 幸

続きまして、２ページの第１表　地方債補正を御覧ください。

地方債の利率につきまして、補正前の 3.0％以内を補正後は 5.0％以内に引き上げる変更をお願いしたいと考えております。

その理由といたしましては、財務省が発表した令和８年９月１日以降適用の財政融資資金貸付金利において、元金均等償還のうち、半年賦、全期間固定金利貸付に係る 15 年以上の貸付期間の貸付金利がすでに 3.0％に達しておりまして、今後も貸付金利の上昇が見込まれるためであります。

以上で、議案第４号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君）　議案の内容説明が終わりました。

ただいまのところ、質疑の通告がありません。これをもって、議案第４号の質疑を打ち切ります。

△議案（第５号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君）　議案第５号　匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の内容説明を求めます。

鈴木次長。

◎鈴木次長　それでは、議案第５号　匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

本案は、人事院規則９－30（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則が、令和８年４月８日に施行され、国家公務員の災害応急作業等手当に係る改正が同年４月１日から適用されていることを踏まえ、本組合における災害応急作業等手当に関し、国家公務員との待遇の均衡を図るため、所要の条文整備等を行うものであります。

改正内容につきましては、災害応急作業等手当に関し、緊急消防援助隊あるいは千葉県消防広域応援隊として出動し、異常な自然現象等により、重大な災害が発生した箇所などにおいて、災害応急作業に従事した場合における支給額を、１日当たり 840 円から 1,120 円に引き上げるとともに、大規模な災害といたしまして、組合長が認める災害に係る作業に従事した場合における支給額を、１日当たり 1,080 円から 1,440 円に引き上げるものであります。

併せまして、第１条、別表備考において所要の条文整備を行っております。

なお、災害応急作業等手当の改正につきましては、国に準じて令和８年４月１日に遡及して適用いたしまして、その他の改正につきましては、公布の日から施行したいと考えております。

また、申し添えますと、これまで本組合において、災害応急作業等手当を支給した実績はございません。

以上で、議案第５号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君）　議案の内容説明が終わりました。

ただいまのところ、質疑の通告がありません。これをもって、議案第５号の質疑を打ち切り

ます。

△議案（第６号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君）　議案第６号　匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の内容説明を求めます。

伊藤予防課長。

◎伊藤予防課長　それでは、議案第６号　匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

近年、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクトを含めたダクト火災は、毎年発生しており、その多くが焼肉店などの飲食店において、発生している状況でありまして、その原因の大半は、排気ダクトやグリスフィルターに堆積した油脂類への着火によるものです。

本案は、これらの状況を踏まえ、火災予防条例（例）の一部が令和８年７月３日付けで改正され、令和９年４月１日から施行されることに伴い、液体燃料、固体燃料若しくは気体燃料を使用し、又は電気を熱源とする調理に用いる器具に関し、その周囲において使用する排気ダクト等の適切な管理について、新たに規定するため、本条例中第 18 条から第 21 条において、所要の条文整備をするものであります。

なお、本条例につきましては、令和９年４月１日から施行したいと考えております。

以上で、議案第６号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君）　議案の内容説明が終わりました。

ただいまのところ、質疑の通告がありません。これをもって、議案第６号の質疑を打ち切ります。

△議案（第７号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君）　議案第７号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の

減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

議案の内容説明を求めます。

鈴木次長。

◎鈴木次長　それでは、議案第７号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、御説明いたします。

本案は、令和９年３月 31 日をもって鋸南地区環境衛生組合が解散することに伴いまして、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法の規定に基づき、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

なお、千葉県市町村総合事務組合規約の改正内容につきましては、別表第１及び別表第２において、鋸南地区環境衛生組合を削除する改正となっております。

以上で、議案第７号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君）　議案の内容説明が終わりました。

ただいまのところ、質疑の通告がありません。これをもって、議案第７号の質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

△午前１１時２５分　休憩

△午前１１時３０分　再開

○議長（石田勝一君）　再開します。鈴木次長。

◎鈴木次長　大変申し訳ございません。提案理由説明書の方に訂正箇所がございますので、御案

内申し上げます。

提案理由説明書の２ページを御覧いただけますでしょうか。提案理由説明書の議案第２号に関する部分でございます。こちらの専決処分の日付が、令和８年３月 23 日と記載があるかと思いますけれども、正しくは、令和８年９月 17 日となっておりますので、よろしくお願いいたします。

この度は、大変申し訳ございませんでした。

△一般質問

○議長（石田勝一君）　日程第７、これより一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、発言通告のあった１名の方といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君）　異議なしと認めます。

この際申し上げます。一般質問については、重複する事項は避け、円滑に議事の終了することができますよう、御協力をお願いいたします。

また、執行部の答弁も直截簡明に行うよう要望いたします。

なお、一般質問の発言時間については、答弁時間を含めて、妥当な時間内にいたしたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従い質問を許します。椎名勝英君の質問を許します。

椎名勝英君。

◆３番議員（椎名勝英君）　よろしくお願いします。住民の方から聞かれたことについて、お聞きします。私のところに聞かれたのですが、私は回答できなかったので、この場をお借りして、質問したいと思っております。

まず、最初にですね、消防本部における勤務状況についてでございます。

救急救命士が足りないのではないかと、御指摘がありました。そこで、お伺いいたします。

一問一答でお願いします。

救急救命士は、何名いますか。お伺いしたいと思います。

○議長（石田勝一君）　鈴木次長。

◎鈴木次長　ただいまの御質問にお答えいたします。本組合における救急救命士の人数は、暫定再任用短時間勤務の職員を除きまして、36名おります。以上です。

○議長（石田勝一君）　椎名勝英君。

◆３番議員（椎名勝英君）　ありがとうございます。次にですね、現場に出向く救急救命士が足らない状況にあるとお聞きしましたが、実際には、どうなのでしょうか。お知らせください。

○議長（石田勝一君）　鈴木次長。

◎鈴木次長　ただいまの御質問にお答えいたします。救急救命士の充足状況でございますが、現在、本組合における救急救命士の人数は、決して足らない状況ではないものと認識しております。その理由といたしましては、救急救命士の配置状況として、匝瑳消防署、横芝光消防署、野栄分署の各部に４名から６名配置していること、また、本組合における暫定再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員を除いた職員全体に占める救急救命士の割合は、現在、31.58％でございまして、この割合は、近隣消防本部と比較いたしましても、決して低い割合ではないことが挙げられます。以上です。

○議長（石田勝一君）　椎名勝英君。

◆３番議員（椎名勝英君）　ありがとうございます。続いて、救急救命士になるための講習会、国家試験に年間何名が行かれてますか。教えてください。

○議長（石田勝一君）　鈴木次長。

◎鈴木次長　ただいまの御質問にお答えいたします。毎年１名の職員を救急救命士養成のための研修所へ派遣いたしまして、同一年度において国家試験を受験させている状況でございます。以上です。

○議長（石田勝一君）　椎名勝英君。

◆３番議員（椎名勝英君）　もしですね、毎年１名を研修しているとのことでございますけれども、仮に 36 名が適確な配置とするならば、年１名では足らないのではないかと考えておりますが、その年の状況によって、増減はあるのでしょうか、教えてください。

○議長（石田勝一君）　鈴木次長。

◎鈴木次長　ただいまの御質問にお答えいたします。例年ですと、救急救命士の養成人数は、毎年１名を養成しております。また、救急救命士の確保につきましては、採用の中でも救急救命士の資格を持った職員がおりますので、そういった場合には、その年度に１名以上の救急救命士を確保できている状況でございます。以上です。

○議長（石田勝一君）　椎名勝英君。

◆３番議員（椎名勝英君）　ありがとうございます。救急救命士、もし不足であれば、救急救命士の資格を取得している再任用職員も従事することはできないのかということでありますが。もし、できない場合は規程等の根拠があるのかと思うので、お知らせください。

○議長（石田勝一君）　鈴木次長。

◎鈴木次長　ただいまの御質問にお答えいたします。現在、本組合における救急救命士の人数が決して足らない状況ではない中で、救急救命士の資格を有する再任用職員あるいは、いわゆる役職定年を迎えた職員に対する救急業務への従事につきましては､個人差はあると思いますが、年齢による体力や注意力、判断力の低下、その職員の高齢期のキャリア、本人の意向等を総合的に考慮いたしまして、判断いたしております。

　現在、救急救命士の資格を有する再任用職員あるいは役職定年職員は２名おりますが、高齢期のキャリアにおいて救急業務に従事しておらず、事務職に従事していたことから、本人の意向についても、救急業務への従事を希望していなかったこと、また、年齢的な要因も考慮いたしまして、救急救命士として、救急業務に従事させることはしておりません。

なお、救急業務には従事させないことについて、明確な法令根拠はございませんが、令和４年 11 月に総務省消防庁消防・救急課から発出されました「定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会報告書」では、高齢期職員の適材適所の配置といたしまして、高齢期職員の人事管理に当たっては、高齢期職員以外の職員と同様に、職員個々の特性や意向等に応じた適材適所の配置を行うことが原則となり、これに加え、高齢期職員については、体力や健康状態に配慮した人事配置が必要とされております。以上です。

○議長（石田勝一君）　椎名勝英君。

◆３番議員（椎名勝英君）　ありがとうございます。救急救命士の資格を取得している再任用職員も生涯研修を行い、いつでも従事できる体制を取るべきと思うが、研修を受けているか教えてください。

○議長（石田勝一君）　鈴木次長。

◎鈴木次長　ただいまの御質問にお答えいたします。先ほどと同様の理由により、研修を受けさせていない状況でございます。以上です。

○議長（石田勝一君）　椎名勝英君。

◆３番議員（椎名勝英君）　ただいまの答弁でよく分かりました。ですが、最近の災害等はですね、特に大きくなっていることなどを考慮すると、再任用職員の救急救命士にも研修を行っていただき、補助要員として、いつでも出動できる体制を取るべきと思いますが、考えを教えてください。

○議長（石田勝一君）　鈴木次長。

◎鈴木次長　御提言、どうもありがとうございます。貴重な御意見をいただきまして、周辺の消防本部の状況を調査いたしまして、そちらにつきましては、調査研究を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石田勝一君）　椎名勝英君。

◆３番議員（椎名勝英君）　続いてですね、消防署職員の現場での服装について、お伺いいたします。消防署職員には、作業服が支給されていると思いますが、現場で私服で勤務してよろしいか伺います。

○議長（石田勝一君）　鈴木次長。

◎鈴木次長　ただいまの御質問にお答えいたします。本組合において、私服での現場活動につきましては、原則として認めておりません。以上です。

○議長（石田勝一君）　椎名勝英君。

◆３番議員（椎名勝英君）　私のところにお知らせがありまして、特別救助隊が、元職員が行っている事業の屋号のロゴの入ったＴシャツを着用しているとのことですが、事実か伺います。

○議長（石田勝一君）　鈴木次長。

◎鈴木次長　ただいまの御質問にお答えいたします。この度、御質問をいただきまして、確認いたしましたところ、事実でございました。御指摘のＴシャツにつきましては、元職員が特別救助隊に差し入れをしてくれたものでございます。Ｔシャツのデザインといたしましては、背面に漢字で匝瑳市横芝光町、英語でレスキューとプリントがされておりまして、表面の左胸に議員御指摘のロゴがプリントされておりました。なお、御指摘のあったＴシャツにつきましては、勤務中には、着用しないよう職員へ指示しております。以上です。

○議長（石田勝一君）　椎名勝英君。

◆３番議員（椎名勝英君）　ありがとうございます。私もですね、洗い替え、洗濯等の時にはですね、私服を着用する時もあろうかと思います。この時はですね、ロゴ入りではなく、支給されているものと似た服装をするべきと思いますが、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（石田勝一君）　鈴木次長。

◎鈴木次長　ただいまの御質問にお答えいたします。本組合といたしましても、議員と同様の考えでございます。以上です。

○議長（石田勝一君）　椎名勝英君。

◆３番議員（椎名勝英君）　ありがとうございました。以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（石田勝一君）　椎名勝英君の一般質問を打ち切ります。

以上で、通告のあった質問は全て終了いたしました。

これにて、一般質問を終結いたします。

△議案（第１号－第７号）に対する討論

○議長（石田勝一君）　日程第８、これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告がありません。よって、討論を省略して、これより採決に入ります。

△議案（第１号－第７号）の採決

○議長（石田勝一君）　日程第９、これより、議案の採決をいたします。

○議長（石田勝一君）　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、本案について原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

［挙手全員］

○議長（石田勝一君）　挙手全員であります。

よって、議案第１号は、原案のとおり承認されました。

○議長（石田勝一君）　議案第２号　専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について）、本案について原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

［挙手全員］

○議長（石田勝一君）　挙手全員であります。

よって、議案第２号は、原案のとおり承認されました。

○議長（石田勝一君）　議案第３号　令和７年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、本案について原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

［挙手全員］

○議長（石田勝一君）　挙手全員であります。

よって、議案第３号は、原案のとおり認定されました。

○議長（石田勝一君）　議案第４号　令和８年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第１号）について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

［挙手全員］

○議長（石田勝一君）　挙手全員であります。

よって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君）　議案第５号　匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

［挙手全員］

○議長（石田勝一君）　挙手全員であります。

よって、議案第５号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君）　議案第６号　匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

［挙手全員］

○議長（石田勝一君）　挙手全員であります。

よって、議案第６号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君）　議案第７号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

［挙手全員］

○議長（石田勝一君）　挙手全員であります。

よって、議案第７号は、原案のとおり可決されました。

△閉会の宣言

○議長（石田勝一君）　本定例会に付議された事件は、全て議了されました。

ここで、一言御挨拶申し上げます。

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和８年９月定例会に当たり、長時間にわたる慎重な御審議、御理解ある御協力をいただきましたことに対し深く感謝申し上げます。

皆様方におかれましては、御自愛の上、一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げ、御挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

これにて、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和８年９月定例会を閉会いたします。

△午前１１時４８分　閉会

署名

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和８年１０月３０日

議長　　石田　勝一

議員　　山﨑　等

議員　　伊藤　幸治